高知県建設工事競争入札参加資格審査における 社会保険等未加入建設業者への対応について

1 趣旨

建設業者の社会保険等未加入対策につきましては、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、国土交通省の取組と同様に、高知県としても取り組んできました。

国土交通省が平成 24 年 7 月に制定した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」においても、元請企業の役割と責任として、「遅くとも平成 29 年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである」とされています。

また、国土交通省につきましては、直轄工事において、平成26年8月1日より、 元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につい て社会保険等加入建設業者に限定するとともに、平成27年度以降は、入札参加資 格審査においても社会保険等未加入建設業者の申請を受け付けないこととしてい ます。

高知県におきましても、国と同様に、引き続き社会保険等未加入対策に取り組むこととしており、その一環として、平成27年度高知県建設工事入札参加資格審査より、社会保険等未加入建設業者の申請を受け付けないこととします。

2 概要

平成 27 年度高知県建設工事入札参加資格審査より、以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。)の申請を受け付けないこととします。

- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

3 施行期日

平成 26 年 10 月 1 日から施行し、平成 27 年度資格者名簿への登載のための資格 審査から適用

4 今後のスケジュール

平成 26 年 9 月 入札参加資格申請等説明会の中で周知 平成 26 年 10 月 平成 27 年度高知県建設工事入札参加資格審査開始